

大田原市最低制限価格制度実施要綱

(令和4年7月29日告示第113号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度(予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。以下同じ。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 最低制限価格制度の対象となる入札は、大田原市低入札価格調査制度実施要綱(令和4年告示第112号)の適用を受けるものを除いた建設工事の入札とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の合計額(当該額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは10分の9.2を乗じて得た額とし、工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額)から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額(建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。))に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額(建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。))を加えた額)に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定を適用することが適当でないと市長が認める建設工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額とすることができる。

(入札参加者への周知等)

第4条 市長は、最低制限価格を設けたときは、予定価格書に明記するとともに、入札参加者への指名通知書に明記するものとする。

(落札者の決定)

第5条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札をした者を落札者とし、予定制限価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、同日以後に入札通知するものから適用する。